業務権限規程

第1条(目的)

本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟(以下「日連」という)の業務執行規程(令和3年3月15日施行)第2条に規定する業務執行機関及び業務執行者が担う業務の中で、重要な業務執行について類型化し、当該重要業務の業務執行機関及び業務執行者の権限を定めることで、業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条(定義)

本規程の業務執行者の定義として、委員会に所属し、委員長の代理として理事会に報告や審議・決議 事項を上程する理事を、第4条別表で定める担当理事と定義することとする。

第3条 (重要な業務の類型)

本規程の定める重要な業務の類型は、以下の8種類とする。

- 1. 日本代表選手を合宿・遠征・国際大会に派遣する際に、派遣する選手とスタッフを選定する業務
- 2. 前号に類する日本を代表する地位を付与する者を選定する業務
- 3. 強化プランを策定する業務
- 4. 全国大会において、日連から開催地に派遣する競技役員等を選定する業務
- 5. IOCコーチ設置事業対象者及び事務局員の採用する業務
- 6. 事務局規定第5条に定める支出負担を伴う業務及び第7条に定める現金の管理業務
- 7. 事務局規定第2条及び第4条に定める文書・印章管理業務
- 8. 外部統制対応業務として、内閣府や、JSPO (日本スポーツ協会)、JOC (日本オリンピック委員会) の統括団体等からの指導を受け内部統制に反映する業務

第4条 (重要な業務の権限)

前条に定める重要の業務を担う業務執行機関及び業務執行者の権限については、別表のとおりとする。

第5条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年2月20日から施行する。

		1 事業費領域				❷ 管理費領域			
		①強化事業		②全国大会運営事業	内部統制業務領域			外部統制先からの 指導等への	
					© E B / A Æ B F R	①ヒト資源	②モノ・カネ資源	③情報資源	対応業務
		大会に派遣する選手 とスタッフを選定す る業務。	(一) J O C 強化指定選手や 強化スタッフの選定 (二)アスリート助成金受給 対象者の選定 (当年間表彰者の選定 (四日本ランキングの策定	業務。	(1)開催地に派遣する競技役員 等を選定する業務 (2)大会実施要項を作成する業 務。 (3)開催地の実行委員会や大会 主催者 (JSPOや全国高体 達) との間で協働で行う(1)(2) 以外の業務。	業対象者を決定する業務。 (2)事務局員を採用(及 び更新?)する業務。	(1)事務局規程第5条及 び第6条に定める支出 負担を伴う 業務。 (2)事務局規程第7条現 預金の管理業務。 ※詳細は経理規則による	び第4条に定める文 書・印章管理業務。 ※詳細は文書・印章管 理規程による	からの指導を受け内育 統制に反映する業務。
業	起案する業務 執行機関及び業 務執行者	強化委員長の起案を 強化委員会及びス ポーツ科学委員会で 協議。	(→)○)は担当理事または強化委員長で起案。 (→)○)は強化委員会で審議 し決議。 (三)回は担当理事または総務委員長で起案。 (三)回は総務委員会で審議 し決議。	強化委員長の起案を強化委員会で協議。	(1)は総務委員会で起案し以下 の機関と協議。 (2/3)は、総務委員会が開催地 の実行委員会や大会主催者 (JSPOや全国高体連)との間 で協働で業務を実施。	(1)は専務理事が起案。 (2)は事務局長が起案。	(1)は事務局長が起案。 (2)は現金出納が発生した 際、経理担当者が現金残 高と現金出納帳の照合結 果を報告。		メントスタッフが、総合 窓口として指導内容を 付し、内部統制に反映す
務	上記起案者(または起案機関)が協議を行う機関	日本代表選手の選考 については、選手選 考規程に定める選手 選考委員会で審議。		強化委員会からの起案をス ポーツ科学委員会で協議。	(I)(2)は審判部、医事委員会、 専務理事で派遣する競技役員 案を協議。	(1)は強化委員会、スポー ツ科学委員会で案を協 議。	(1)は専務理事が決裁。 (2)は事務局長が確認。	①の(1)(2)は専務理事が押 印した文書を確認。 ②の(1)は事務局長が押印 した文書を確認。	専門部・専門委員会、
限	意思決定 (報告を受ける)者または意 思決定(報告を 受ける)機関	当理事で起案し理事	やむを得ない事情等があ	で起案し理事会で審議・決 議を諮る。但し、やむを得 ない事情等がある場合は、	(1)は総務委員会または担当理 事で起業し理事会で審議・決 議を諮る。但し、やむを得な い事情等がある場合は、決定 後速やかに理事会へ報告する こと。	(1)は専務理事で起案し理事会で審議・決議を語る。 (2)は専務理事で決定し理事会へ報告すること。	(1)は事務局長が専務理事に報告。		外部統制先から政場を 内部統制を 内部統領策を 内の各種を の名種を での各種を での各種を での名種を での名種を での名種を での名種を での名種を での名種を での名が での名が での名が での名が でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でのるが でいるが